

令和8年度越前市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年4月1日制定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

記

1 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、越前市の市長部局、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び越前市が構成団体として参画し主催又は共催に準ずる立場で実施される実行委員会等とする。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、物品等の調達が可能な次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所、施設等とする（共同受注窓口であるセルフえちぜんを介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。）。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

3 調達の対象品目

本市において障がい者就労施設等から調達をする物品等については、次のとおり（記載のないものであっても、市が調達可能な物品であれば対象とする。）とする。

- (1) 物品等
食品類、縫製品等、紙製品等、生活雑貨・小物雑貨、印刷製品、プリント製品、農作物等
- (2) 役務
軽作業、草刈・清掃作業、分別作業等

4 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和8年度に本市が達成すべき優先調達の目標額を「2, 200万円以上」と定める。

5 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組を推進する。
- (2) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
- (3) 障がい福祉サービス事業所への発注に際して、共同受注窓口であるセルフえちぜんを極力活用するものとする。
- (4) 障がい者就労施設等に発注予定の物品等について、情報収集に努め、障害者就労施設等に

随時情報を提供する。

6 調達の方法

- (1) 物品等の調達に際しては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び越前市契約規則第20条の2第7項に基づき、随意契約も活用する。
- (2) 調達に当たっては、関係課それぞれにおいて直接発注する。その際に、障がい者就労施設等が一括委任や一括下請けをしないよう十分注意する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

以上